

手続きに関わること

【11 書類③「東広島市食物アレルギー等による学校給食費減額申請書」の提出について】

Q11-1 食物アレルギー等による学校給食費の減額は、どのような場合に適用されますか？

A11-1 次の場合において、学校給食費の減額が適用されます。

- ① 食物アレルギーのある方で、飲用牛乳、主食（米飯・パン）の提供を停止する場合
- ② 乳糖不耐症等、牛乳を飲むと体調を崩すという場合
- ③ 宗教上の理由等で飲用牛乳のみ申し込む場合

※必ず学校と相談のうえ、書類③「東広島市食物アレルギー等による学校給食費減額申請書」とあわせて提出してください。

Q11-2 停止していた飲用牛乳（または主食）の提供を再開する場合、どのような手続きが必要ですか？

A11-2 提供の再開を希望する日の5日前（土日祝を除く。）までに、書類④「東広島市学校給食（変更・停止・再開）届」を学校に提出してください。

なお、提供の再開日については、学校・学校給食センターと相談の上、決定することとなります。